

2016年4月15日

社会保障審議会 介護給付費分科会  
介護事業経営調査委員会  
委員長 田中 滋 殿

民間介護事業推進委員会  
代表 山際 淳

## 「第18回介護事業経営調査委員会」 消費税負担に関する関係団体ヒアリングにおける意見

介護保険制度の下では、これまでに、多様なサービス提供主体が参入し、増大する介護需要に的確に対応しながらサービスの供給量を増大させてきています。とりわけ、在宅介護分野においては、民間介護事業者からのサービス供給量が増大し、既に主要な担い手として成長してきており、サービスの供給量や質の確保に対する大きな社会的責任を担っています。

「民間介護事業推進委員会」（「注」参照）では、こうした社会的責任を果たすべく、民間介護事業の関係中央団体が、介護保険制度の下での事業運営の効率化及び質の向上を図るための方策等について意見集約を行っています。

今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していくためには、サービスの供給を量と質の両面から継続的、安定的に確保していく必要があることから、介護事業者の経営の安定化は必須であり、介護事業者それぞれの経営努力はもちろんですが、介護事業経営に影響の大きい税制などの環境整備についても極めて重要な課題となります。

消費税率引き上げについては、政府における「社会保障と税の一体改革」の方向性として、社会保障制度の維持・充実のために活用することとされており、この間の介護報酬改定の影響や、介護人材確保の難しさなどを鑑み、その目的に沿った活用がより一層求められているところです。

一方、介護保険サービスについては、1989年（平成元年）の消費税導入時に例外的に非課税とされているため、介護事業者が設備投資や備品購入などの際に支払った消費税を利用者に転嫁することができず、いわゆる控除対象外消費税（損税）として介護事業者の負担として重くのしかかることとなり、事業経営に大きな影響を及ぼしています。

これらの点を踏まえ、民間介護事業推進委員会としての意見を以下の通り申し述べます。

- (1) 今回、「介護事業経営概況調査」、「介護事業経営実態調査」が見直されたことに伴い、介護事業所・施設の経営実態について、より正確な状況を把握できるよう、その分析にあたっては、介護事業所・施設へのヒアリングを実施するなど、慎重かつ丁寧な分析を行っていただきたい。**

消費税率が引き上げられた場合、その税負担が経営に与える影響は極めて大きくなることが予想されます。今回「介護事業経営概況調査」と「介護事業経営実態調査」が見直され、より詳細な経営実態の把握がなされることに期待が高まっております。このため、その調査結果の分析にあたっては、より正確な分析となるよう介護事業所・施設を運営する、民間の事業者も含めた、経営する法人からのヒアリングを実施するなど、慎重かつ丁寧な対応をお願いしたい。

- (2) 現状の消費税非課税が維持される場合にあっては、前回の消費税率引き上げ（5%→8%）の際と同様に、今回の引き上げ分（8%→10%）を介護報酬に上乗せする等の対応策を講じていただきたい。**

前回と同様に、消費税率の引き上げに伴う介護事業者負担増加分に見合う金額について、介護報酬に上乗せするの的確な対応を行っていただきたい。ただし、これらについては、営利法人、公益法人など法人の性格の違い等による税制上の措置の現状を踏まえた慎重な検討が必要です。なお、これらの対応策の実施にあたっては、利用者負担を増加させないように、利用者の税額控除を可能とさせる施策も合わせて実施することが必要と考えます。

- (3) 区分支給限度基準額の見直しについても、前回の消費税率引き上げの際と同様に的確な対応を行っていただきたい。**

今回の引き上げ分の介護報酬への上乗せが実施された場合、従前と同様の介護サービスを利用するにもかかわらず、区分支給限度基準額を超えてしまう利用者が新たに発生してしまうことから、前回の消費税率引き上げの際と同様に、区分支給限度基準額の引き上げについても的確な対応を行っていただきたい。

- (4) 介護保険サービスの種類ごとに課税対象となる仕入れ部分の費用・投資部分の比率は異なっており、サービス種別ごとの実態に即した適切な対応として頂きたい。**

介護保険サービスごとに必要となる建物や設備・備品等の装備状況には違いがあり、

仕入れ部分の課税対象取引比率は大きく異なることとなります。また、事業所施設・事務所等の賃料等については地域格差が生じることとなります。このため、消費税率の引き上げに伴う介護事業者負担増加分に見合う金額を介護報酬に上乘せする際には、「介護事業経営概況調査」や「介護事業経営実態調査」の調査結果分析を踏まえ、介護サービス種別及び地域ごとの経営実態に即した適切な対応となるよう求めます。

**(5) 地域支援事業における消費税引き上げへの対応についても、介護報酬と同様の対応を行っていただきたい。**

介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、市区町村において、平成29年度までに地域支援事業への移行が進められている。こうした地域支援事業におけるサービス提供についても介護報酬と同様の対応を行っていただきたい。

以上

**\*注 「民間介護事業推進委員会」の概要**

民間の主体性に基づいた活動として、下記の民間介護事業の関係中央団体が、介護保険制度の下での事業運営の効率化及び質の向上を図るための方策等について意見を集約するなどの活動を行っています。

**【構成団体】(順不同)**

- ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会
- ・ J A高齢者福祉ネットワーク
- ・ 一般社団法人日本在宅介護協会
- ・ 日本生活協同組合連合会
- ・ 一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
- ・ 特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会
- ・ 一般社団法人シルバーサービス振興会 (事務局)